

週休2日工事の実施について

Q & A

Q 1 岡山県が発注する原則全ての工事とは具体的にどのような工事が対象となるのか。

A 1 次の積算基準を適用した案件が対象工事となります。

- ・ 土木工事標準積算基準
- ・ 機械設備積算基準
- ・ 港湾請負工事積算基準
- ・ 土地改良工事積算基準（土木工事）及び（施設機械）
- ・ 治山林道必携
- ・ 漁港漁場関係工事積算基準

Q 2 業務委託は週休2日工事の対象になるのか。

A 2 草刈業務等の業務委託は週休2日工事の対象になりません。

Q 3 実施希望の有無を工事打合簿で提出するが、どのように記載すればよいか。

A 3 実施を希望する場合は別添1のとおり、「本件工事について、週休2日工事を実施します。」、希望されない場合は「本件工事について、（・・・理由・・・）のため、週休2日工事を実施しません。」と『報告』にチェックの上、提出してください。

Q 4 週休2日工事を希望しなかった場合にペナルティーはあるのか。

A 4 「受注者希望型」は、週休2日工事の実施を必須としているものではなく、あくまで、受注者自身が希望する場合に実施するものです。従って、週休2日工事を希望しなかった場合に、工事成績評定での減点等のペナルティーはありません。

Q 5 必ず土・日曜日に休まないといけないのか。

A 5 原則として土・日曜日を休日として確保し、現場を完全閉所することとしています。ただし、地元条件や天候等によりやむを得ず土・日曜日に作業を行う必要が生じた場合は、事前に発注者と協議して振替日を設定することができます。

Q 6 祝日、夏季休暇及び年末年始休暇が土・日曜日と重なった場合はどのような扱いになるのか。

A 6 通常の土・日曜日と同様に扱ってください。

Q 7 振替日はいつでもよいか。

A 7 振替日は、作業を行う必要が生じた土・日曜日の前後2週間以内の土・日曜日以外の曜日（祝日、夏季休暇及び年末年始休暇を除く。）に設定してください。

Q 8 降雨等による休工日を振替日に設定してもよいか。

A 8 降雨等により土・日曜日に作業を行う必要が生じた場合は、作業を行う前に発注者と協議して降雨等による休工日を振替日に設定することができます。ただし、振替日は、作業を行う土・日曜日の前後2週間以内の土・日曜日以外の曜日（祝日、夏季休暇及び年末年始休暇を除く。）に設定してください。

Q 9 現場内における災害や事故等で土・日曜日に予定外の作業が発生した場合は、振替日を設定する必要があるのか。

A 9 受注者の責によらない事由と判断できる場合は、週休2日の対象日から除きます。従って、振替日の設定は不要です。ただし、作業が発生した事由を速やかに発注者に報告してください。

Q 10 夏季休暇及び年末年始休暇はどのように定めるのか。

A 10 夏季休暇及び年末年始休暇は受注者が定めるものとし、「休日等取得計画表」に計画と実績を明示してください。

Q 11 週休2日の対象期間はどのようにするのか。

A 11 工事着手日（準備期間を除く。）から工事完成日までの期間とします。なお、準備期間とは、工事開始日以降の実際の工事のための準備工事（現場事務所等の設置又は測量をいう。）の期間のことです。なお、工場製作のみを実施している期間は含みません。

Q12 工事完成日とは何か。

A12 工事完成日は工事目的物の施工に係る作業（工事完成検査まで設置が必要な安全施設類等の撤去や後片付けを除く。）が完了した日とする。なお、工事着手日及び工事完成日は「休日等取得計画表」に計画と実績を明示するものとし、必要に応じて発注者が現場確認を行います。

Q13 休日の確認はどのように行うのか。

A13 「休日等取得計画表」に休日の取得実績を記入し、毎月初めに発注者に提出してもらうとともに、取得実績が確認できる書類（工事日誌、出勤簿等）を併せて提示してもらい休日の確認を行います。

Q14 週休2日工事の実施に伴う工期の延長は認めてくれるのか。

A14 現在の設定工期は、雨天、土・日曜日、祝日、夏季休暇及び年末年始休暇等を見込むとともに、働き方改革の促進のために30日加えたもので設定しており、週休2日工事の実施に伴う工期の延長は原則認められません。なお、天候の不良など受注者の責によらない事由により工期内に工事を完成することができない場合は、工事請負契約書第23条第1項（令和2年9月30日までに契約を締結した工事の場合は第21条第1項）の規定により発注者に工期の延長変更を請求することができます。

Q15 設計変更とは具体的には何か。

A15 対象期間において週休2日を確保できた場合、労務費等に補正係数を乗じた補正を行います。詳細につきましては別添2をご参照願います。

Q16 どのような場合に設計変更の対象となるのか。

A16 対象期間において発注者が認めた振替日を含めて、週休2日を確保（達成率100%）できた場合に設計変更の対象とします。なお、週休2日の達成率は次の計算式で算出します。

達成率（%）＝「休日実績の累計日数」／「土日の累計日数」×100

※休日実績は、休日として取得した土日の日数とする。（発注者が認めた振替日を含む。）

Q17 工事成績評定で評価するのか。

A17 対象期間において週休2日を確保できた場合、工事成績評定において監督員及び担当課長等の評価項目である「工程管理」で評価します。

Q18 どのような場合に工事成績評定で評価するのか。

A18 対象期間において発注者が認めた振替日を含めて、週休2日を確保（達成率100%）できた場合に工事成績評定で評価します。なお、週休2日の達成率は次の計算式で算出します。

$$\text{達成率（\%）} = \text{「休日実績の累計日数」} \div \text{「土日の累計日数」} \times 100$$

※休日実績は、休日として取得した土日の日数とする。（発注者が認めた振替日を含む。）

Q19 週休2日工事を実施したが、週休2日を確保できなかった場合にペナルティーはあるのか。

A19 週休2日を確保できなかった場合に、工事成績評定での減点等のペナルティーはありません。

様式施-3

工事打合簿 (監督日誌に綴る)

発議者	<input type="checkbox"/> 発注者 <input checked="" type="checkbox"/> 受注者	発議年月日	年 月 日			
発議事項	<input type="checkbox"/> 指示 <input type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 通知 <input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 提出 <input checked="" type="checkbox"/> 報告 <input type="checkbox"/> その他 ()					
工事名	<p>(内容)</p> <p>週休2日工事の実施について</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>(週休2日工事を希望する場合)</p> <p>.....</p> <p>・本件工事について、週休2日工事を実施します。</p> <p>.....</p> <p>(週休2日工事を希望しない場合)</p> <p>.....</p> <p>・当該工事について、(・・理由・・)のため、週休2日工事を実施しません。</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p>					
添付図						
葉、その他添付図書						
処理・回答				発注者	上記について <input type="checkbox"/> 指示 <input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 通知 <input type="checkbox"/> 受理 します。 <input type="checkbox"/> その他 ()	
				受注者	上記について <input type="checkbox"/> 了解 <input type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 提出 <input type="checkbox"/> 報告 <input type="checkbox"/> 届出 します。 <input type="checkbox"/> その他 ()	

工務課長	総括副参事	主幹	監督員	現場代理人	主任(監理)技術者

備考 1. 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番縦書きとする。

週休 2 日（4 週 8 休以上）の補正係数について

- 「土木工事標準積算基準」「機械設備積算基準」「治山林道必携」
「土地改良工事積算基準(土木工事)及び(施設機械)」の場合

	労務費	機械経費（賃料）	共通仮設費率	現場管理費率
4 週 8 休以上	1.05	1.04	1.04	1.06
工場製作など製作原価に係る部分については、対象外				

- 「港湾請負工事積算基準」「漁港漁場関係工事積算基準」の場合

	労務費	機械経費（賃料）	共通仮設費率	現場管理費率
4 週 8 休以上	1.05(※2)	対象外		
工場製作など製作原価に係る部分については、対象外				

※2 港湾 5 職種（高級船員、普通船員、潜水士、潜水送気員、潜水連絡員）は対象外

- 市場単価などの取扱い

- ・「土木工事市場単価」⇒補正対象外
- ・「土木工事標準単価」⇒「土木コスト情報」及び「土木施工単価」に掲載の単価を使用
- ・「港湾工事市場単価」⇒工種ごとに以下の補正係数を適用

	市場単価 補正係数		市場単価 補正係数		
1	底面工	1.04	16	防舷材撤去	1.05
2	マット工(アスファルトマット設置)	1.01	17	車止撤去	1.05
3	支保工	1.05	18	電気防食取付	補正しない
4	足場工	1.03	19	防砂目地板取付工(陸上施工)	1.05
5	鉄筋工	1.05	20	防砂目地板取付工(水中施工)	補正しない
6	吊鉄筋工	1.05	21	吸出し防止工(陸上施工)	補正しない
7	型枠工	1.04	22	港湾構造物塗装工(係船注・車止・縁金物)	1.04
8	コンクリート打設工(ポンプ車打設)	1.04	23	ペトロラタム被覆	補正しない
	コンクリート打設工(ポンプ車打設以外)	1.05	24	現場鋼材溶接工	1.05
9	止水板工	1.05	25	現場鋼材切断工	1.05
10	上蓋工	1.05	26	かき落とし工	補正しない
11	伸縮目地工	1.03	27	汚濁防止膜設置・撤去・移設	補正しない
12	係船柱取付	1.05	28	汚濁防止枠設置・撤去	補正しない
13	防舷材取付	1.05	29	灯浮標設置・撤去	補正しない
14	車止・縁金物取付	1.05	30	汚濁防止膜保守管理(海上目視点検作業船あり・水中目視点検)	1.01
15	係船柱撤去	1.05		汚濁防止膜保守管理(海上目視点検作業船なし)	1.05

- その他

積算基準が異なる工種区分を有する工事は、主たる工種における補正係数を適用